

健康だより

2018
Vol.70
Nov.

受診勧奨強化期間

夏の職員定期健康診断の結果をお手元に送付しております。

重要

二次検査の通知を受けた
職員の皆さま、
早めの受診をお願い致します！

- ・ 二次検査は初回受診に限り、勤務中でも受診が可能です（職務専念義務免除）。
- ・ 特に健康リスクの高い職員の皆さまへは、受診を促す通知をあわせて送付しており、12月31日までに受診されない場合は、受診のためのサポートを得ることを含め、上司へ報告する予定です。

でも、どうして受診に行かなければいけないの？
本人の自由でしょ？何で上司に報告するの？

→実は、「自己保健義務」と「安全配慮義務」というものがあり、
このような義務の観点から、是非受診をして頂きたいと思います。

「自己保健義務」

- ・ 職員自身がその健康保持増進に努めるものとする（労働安全衛生法第66条の7第2項、69条第2項）。

「安全配慮義務」

- ・ 事業者は…（中略）…労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない（労働安全衛生法第23条）。

**健康な組織は、職員一人ひとりの健康から！
積極的な受診をお願い致します！**

どの医療機関を受診したらいい？等、二次検査に関するご相談は
保健・医療推進センターまでお気軽にお問い合わせ下さい✿



Dr.K